

令和3年8月1日から、 育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢雇用 継続給付金の手続の際、通帳等の写しを原則不 要にします。

※手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要になります。

育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢者雇用継続給付金の最初の支給申請に当たっては、申請書の記載内容の確認書類として「払渡希望金融機関確認書類（通帳やキャッシュカードの写し等）」を提出していただいております。

令和3年8月1日以降、原則、これを不要とする取扱いに変更いたします。

対象となる申請書

〈高年齢雇用継続給付金〉

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・
（初回）高年齢雇用継続支給申請書

〈育児休業給付金〉

- 育児休業給付金受給資格確認票・
（初回）育児休業給付金支給申請書

〈介護休業給付金〉

- 介護休業給付金支給申請書

